

## 「健康保険被扶養者確認調書」の提出に必要な添付書類

配偶者	学生	在学証明書又は学生証のコピー	同居して いる 父母 義父母 祖父母 孫 兄弟 姉妹  他 三親等 内の 親族	◎住民票(世帯全員が載っているもの)は必ず添付		
	収入がある者	◆直近の所得課税証明書は必ず添付		学生	在学証明書又は学生証のコピー（高校生の場合、確認調書の備考欄に学校名・学年を記入することで省略可）	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・働いている場合 → 給与明細書のコピー直近3カ月分</li> <li>・その他各種年金、恩給等があるとき → 年間の金額が確認できるもの 改定通知書あるいは振込通知書のコピー等</li> <li>・株の配当、家賃などの不動産収入等があるとき → 確定申告控のコピー</li> <li>・事業（自営業）や農業をしている場合 → 確定申告控のコピー</li> </ul>		収入がある者	◆直近の所得課税証明書は必ず添付 （中学校を卒業して1年目は不用） <ul style="list-style-type: none"> <li>・働いている場合 → 給与明細書のコピー直近3カ月分</li> <li>・その他各種年金、恩給等があるとき → 年間の金額が確認できるもの 改定通知書あるいは振込通知書のコピー等</li> <li>・株の配当、家賃などの不動産収入等があるとき → 確定申告控のコピー</li> <li>・事業（自営業）や農業をしている場合 → 確定申告控のコピー</li> </ul>	
収入がない者	◆直近の所得課税証明書は必ず添付	収入がない者	◆直近の所得課税証明書は必ず添付 （中学校を卒業して1年目は不用）			
16歳未満の子	必要なし		◎被保険者からの仕送り額を証明するもの（銀行振込の控え、現金書留の控え等）は必ず添付			
16歳以上の子	学生	在学証明書又は学生証のコピー（高校生の場合、確認調書の備考欄に学校名・学年を記入することで省略可）	別居して いる 父母 祖父母 孫 兄弟 姉妹	学生	在学証明書又は学生証のコピー（高校生の場合、確認調書の備考欄に学校名・学年を記入することで省略可）	
	収入がある者	◆直近の所得課税証明書は必ず添付 （中学校を卒業して1年目は不用）		収入がある者	◆直近の所得課税証明書は必ず添付 （中学校を卒業して1年目は不用） <ul style="list-style-type: none"> <li>・働いている場合 → 給与明細書のコピー直近3カ月分</li> <li>・その他各種年金、恩給等があるとき → 年間の金額が確認できるもの 改定通知書あるいは振込通知書のコピー等</li> <li>・株の配当、家賃などの不動産収入等があるとき → 確定申告控のコピー</li> <li>・事業（自営業）や農業をしている場合 → 確定申告控のコピー</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・働いている場合 → 給与明細書のコピー直近3カ月分</li> <li>・その他各種年金、恩給等があるとき → 年間の金額が確認できるもの 改定通知書あるいは振込通知書のコピー等</li> <li>・株の配当、家賃などの不動産収入等があるとき → 確定申告控のコピー</li> <li>・事業（自営業）や農業をしている場合 → 確定申告控のコピー</li> </ul>		収入がない者	◆直近の所得課税証明書は必ず添付 （中学校を卒業して1年目は不用）	
収入がない者	◆直近の所得課税証明書は必ず添付 （中学校を卒業して1年目は不用）	収入がない者	◆直近の所得課税証明書は必ず添付 （中学校を卒業して1年目は不用）			

- ・収入がない者の中で、妻及び全日制の学生以外については、働かない理由を確認調書の備考欄に記入してください。
- ・直近の所得課税証明書とは、平成22年度分（21年の収入によるもの）となります。すでに、平成22年度分を提出している場合は再度の添付の必要はありません。
- ・所得課税証明書は、お住まいの市区町村役場で交付されます。